

福県医発第26号(保)

平成16年4月9日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



電子申請の開始に伴う労災保険関係手続きの事務取扱いの変更等について

平成15年3月20日に「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年厚生労働省令第40号)が公布され、同年3月24日より施行されたことに伴い、同日からオンライン等による手続きが可能となりました。

これを受けて厚生労働省では、所管する手続きの電子化について、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、順次実施することとし、今般、厚生労働省労働基準局が所管する労災保険関係手続事務取扱いのうち、「療養補償給付たる療養の給付請求書」等について、従来の書面による請求方法に加えて、本年3月29日より「電子申請」が可能となった旨別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

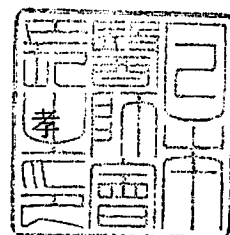
なお、詳細につきましては、厚生労働省労働基準局長通知の別添をご参照いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄

電子申請の開始に伴う労災保険関係手続の事務取扱の変更等について

平成15年3月20日に「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年厚生労働省令第40号)が公布され、同年3月24日より施行されたことに伴い、同日からオンライン等による手続が可能となりました。

これを受けて厚生労働省では、所管する手続の電子化について、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、順次実施することとし、今般、厚生労働省労働基準局が所管する労災保険関係手続事務取扱のうち、「療養補償給付たる療養の給付請求書」等について、従来の書面による請求方法に加えて、本年3月29日より「電子申請」が可能となりましたのでご連絡申し上げます。

なお、詳細につきましては、厚生労働省労働基準局長通知の別添をご参照いただきますようお願いいたします

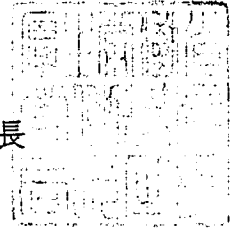
《添付資料》

電子申請の開始に伴う労災保険関係手続の事務取扱の変更等について
(平16.3.25 基発第0325007号 厚生労働省労働基準局長)

基 発 第 0325007 号
平成 16 年 3 月 25 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



電子申請の開始に伴う労災保険関係手続の事務取扱の変更等について

平素より、労災補償行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、「e-Japan 重点計画 2002（平成 14 年 6 月 18 日 I T 戦略本部決定）」等の政府計画等に基づき、平成 15 年度末までに、インターネットを用いたオンラインによる申請（電子申請）を開始することとしておりますが、労災保険関係手続につきましても、平成 16 年 3 月 29 日（月）から電子申請を開始することといたしました。

これに伴い、既存の労災保険関係手続の事務取扱のうち、電子申請に係るものにつきましては、別添のとおりその取扱いを変更することといたしましたので、御了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき特段の御配慮をお願い申し上げます。

(別 添)

1 請求書等の提出先の変更

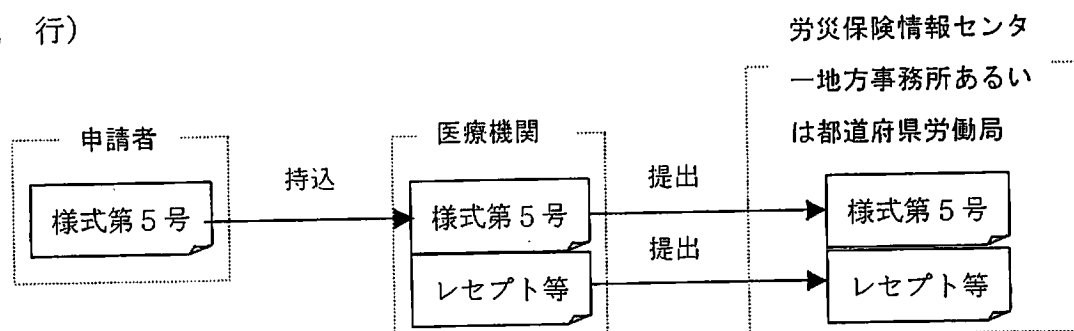
以下の様式を電子申請で提出（送信）いただく場合は、①～④については被災労働者が所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署あて、⑤については請求労働者が所属する事業場の所在地を管轄する労働局あてに提出（送信）してください（※）。

- ① 療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）
- ② 療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第6号）
- ③ 療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3）
- ④ 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第16号の4）
- ⑤ 二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）

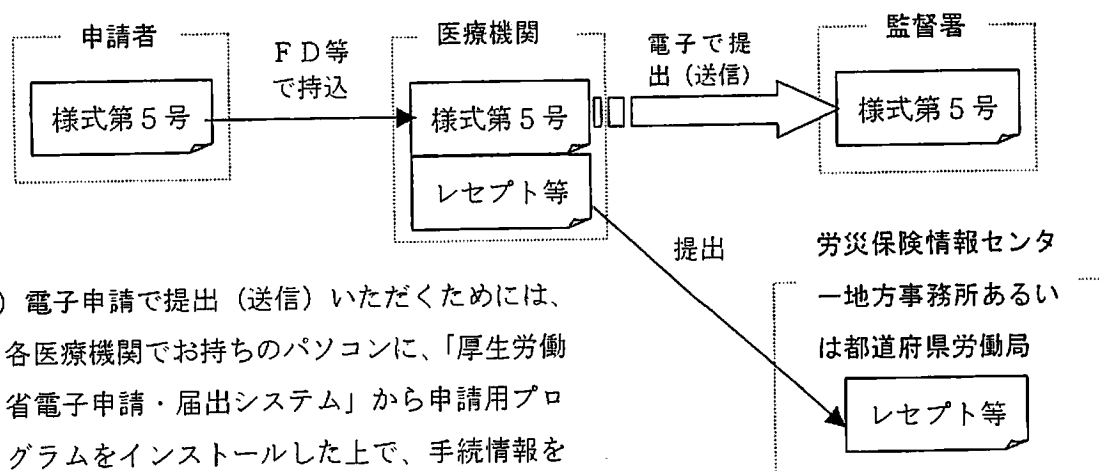
なお、上記の様式を電子申請で提出（送信）いただくか、従前のとおり書面で提出いただくかは任意となっております。

また、書面で提出されたものについての取扱いは、従前のとおりです。

○ 提出の流れ（例：療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）の場合） （現 行）



（電子申請）



（※）電子申請で提出（送信）いただくためには、各医療機関でお持ちのパソコンに、「厚生労働省電子申請・届出システム」から申請用プログラムをインストールした上で、手続情報を取得する必要があります。

（厚生労働省電子申請・届出システムのURL）

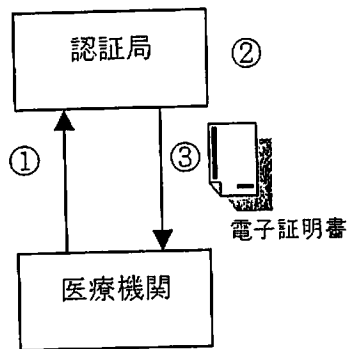
<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>

2 電子証明書の使用

上記の様式を電子申請で提出（送信）する際には、送信時に各医療機関の代表者の電子証明書が必要となります。

提出（送信）するときに、電子証明書での認証（※）を求められるので、電子証明書を使用して認証を行い、提出（送信）します。

○ 電子証明書の入手方法



- ① 認証局に対し、電子証明書の発行を申し込みます。
- ② 認証局は、申込の内容を確認します。
- ③ 確認後、電子証明書を発行します。

提出（送信）に当たり、電子証明書が必要な者、使用できる電子証明書及び発行する認証局は次のとおりです。

電子証明書が必要な者	使用できる電子証明書及び発行する認証局
商業登記されている法人の医療機関の代表取締役	・ 電子認証登記所（商業登記認証局）の電子証明書
商業登記されていない個人の医療機関の代表者	・ 日本認証サービス(株) (AccreditedSign パブリックサービス 2) の属性型証明書

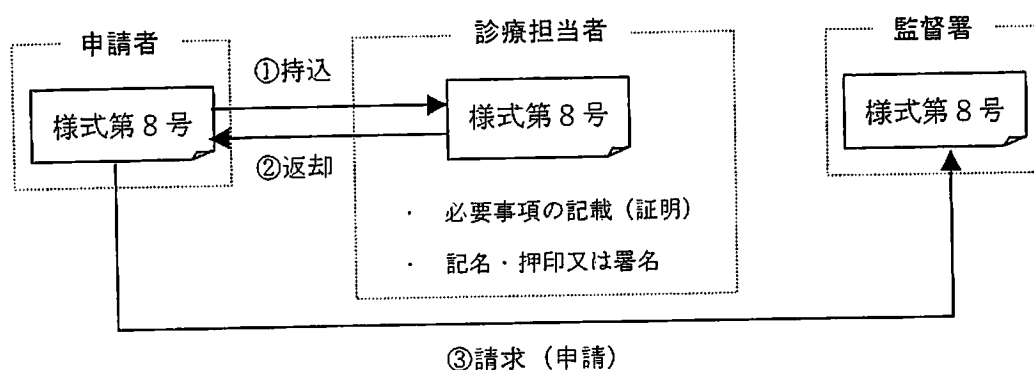
（※） ここでいう「認証」とは、厚生労働省電子申請・届出システムにアクセスする権限があるかどうかを確認することを意味します。

3 「診療担当者の証明」欄への記載の変更

休業補償給付支給請求書（様式第8号）等の診療担当者の記載（証明）を要する様式については、書面様式と同様の電子申請内容が印刷された紙による様式が申請者から提出されますので、当該様式に必要な事項の記載及び記名・押印又は署名をお願いします。

○ 必要事項の記載及び記名・押印又は署名の流れ（例：休業補償給付支給請求書（様式第8号）の場合）

（現 行）



（電子申請）

